

保育所における

児童虐待対応の手引き

平成30年3月

仙台市子供未来局幼稚園・保育部運営支援課

目次

はじめに

1	児童虐待の種類	1
	（1）身体的虐待	
	（2）性的虐待	
	（3）保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	
	（4）心理的虐待	
2	家庭における児童虐待の防止	2
	（1）児童虐待の要因	
	ア 保護者自身の要因	
	イ 家庭生活の要因	
	ウ 社会環境の要因	
	エ 子ども自身の要因	
	（2）保育所の役割と対応	
	ア 発生予防	
	イ 早期発見	
	ウ 被虐待児と保護者への対応	
	（3）関係機関との連携	
3	職員による児童虐待の禁止	6
4	児童虐待の事例	7
	参考文献・資料	18
	保育施設での児童虐待対応フローチャート	19
	参考様式：児童虐待予防チェックシート	

はじめに

近年、児童虐待により尊い命が奪われる事件が後を絶たず、対応が急がれています。虐待急増の背景として、都市化、核家族化の進行に伴う家族の孤立化があげられ、また、東日本大震災後は、さまざまな要因による虐待が増加しています。虐待は家庭という密室で行われるため、早期の発見や対応が難しいのが現実です。

保育所は日頃から、親子の関わり方や子育ての様子を目にすることができます。保育者は日々の生活の中で子どもの様子を観察することができるので深刻な虐待に至る前に発見し、早い解決へ繋げることができます。

このような観点から、保育所は極めて重要な役割を担っているとと言えます。保育者は児童虐待の知識と理解を深め、子どもの人権を守り、虐待を防止していかなければなりません。また、虐待をしている親自身が悩み、止めたいと望んでいる場合も多く、親子ともに温かい支えと適切な支援を行っていくことが必要です。

今回作成した「保育所における児童虐待対応の手引き」が、保育所はもちろん、幼保連携型認定こども園や小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業に携わる保育者の参考になり、被虐待児やその保護者への対応、相談、支援に役立ていただけると幸いです。

1. 児童虐待の種類

児童虐待は、保護者の考え方や意図で判断するのではなく、子どもの視点、子ども自身が苦痛を感じているかどうかといった観点で考えることが大切です。大人の意図とは無関係に子どもにとって有害な行為は児童虐待です。

「児童虐待の防止等に関する法律」の中で、「児童虐待」は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳に満たない者）に対して以下の行為をすることと定義されています。

（1）身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること

- 生命の危険や健康を損なう身体的暴力のことをいいます。

（2）性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること

- 子どもに対して性的行動をしかけることをいいます。

（3）保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

著しい減食または長時間の放置、保護者としての監護を著しく怠けること

- 保護の怠慢や拒否により子どもの健康状態や安全を損なう行為をいいます。

(4) 心理的虐待

児童に対する著しい暴言または拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力，その他の児童に著しい心的外傷を与える言動を行うこと

- 子どもの心を深く傷つける言動をいいます。

○虐待行為の分類

<p>(1) 身体的虐待</p> <ul style="list-style-type: none">・打撲傷，あざ（内出血），骨折，頭部外傷，内臓損傷，刺し傷・たばこなどによる火傷・首を絞める，殴る，蹴る，叩く・激しく揺さぶる，熱湯をかける，溺れさせる，戸外へ締め出す <p style="text-align: right;">など</p>	<p>(2) 性的虐待</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもへの性交，性的暴行・性的行為の強要・教唆・性器や性交を見せる・性器を触る，または触らせる・わいせつ写真の被写体にする <p style="text-align: right;">など</p>
<p>(3) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもの意思に反して保育所などへ登所させない・家や車内に閉じ込める・病気なのに医療機関へ連れて行かない・必要な情緒的要求に応えない（愛情遮断など）・衣食住の世話が不適切で健康状態を損なうほどのもの・同居人が虐待行為を行っていても放置する <p style="text-align: right;">など</p>	<p>(4) 心理的虐待</p> <ul style="list-style-type: none">・言葉による脅かし，脅迫・罵声を浴びせる・子どもへの無視，拒否的な態度・心を傷つけることを繰り返し言う・自尊心を傷つける言動・他の兄弟姉妹と差別的な扱いをする・配偶者や他の家族に対する暴力等を面前で見せる <p style="text-align: right;">など</p>

2. 家庭における児童虐待の防止

(1) 児童虐待の要因

児童虐待が起こる要因としては「保護者自身の要因」「家庭生活の要因」「社会環境の要因」「子ども自身の要因」があり，これらが複雑に絡み合って起こると考えられています。

ア 保護者自身の要因

- ・保護者自身が幼児期に虐待を受けて育った場合
- ・自分の親から得られなかった愛情を子どもに求め親子の役割が逆転する場合
- ・産後うつなど保護者に精神的な問題があり，適切な医療ケアを受けていない場合

イ 家庭生活の要因

- ・経済的な困窮や夫婦の不仲などで家族関係が不安定な状況にあり、家庭内のストレスが解消できず、保護者の精神的安定を保つことが難しい場合
- ・保護者の年齢が若くて保護者としての自信や自覚が十分に持てなかったり、育児知識が乏しかったりして、子育てに大きなストレスを感じる場合

ウ 社会環境の要因

- ・核家族化の進行に伴い親族関係が希薄になりがちで、近隣住民との繋がりも弱く、子育てについて誰にも相談できずに孤立してしまう場合

エ 子ども自身の要因

- ・保護者が「手のかかる子」「育てにくい子」と感じてしまう場合
- ・慢性疾患や障害のある子どもに対して保護者が愛情を持てなくなる場合

(2) 保育所の役割と対応

ア 発生予防

深刻な虐待に至る前に、虐待の発生を未然に防ぐことが、保育の専門家としてできることの一つとなります。また、虐待を防止することは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の重要事項です。保育所の運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定め、保護者向けの重要事項説明書（入所のしおり等）にも記載し、入所説明会や入所式等の機会を捉えて、保護者に説明し同意を得ることが求められています。

保護者へは子育ての大変さを労うとともに、保護者が子育てについて気軽に話ができる温かな雰囲気づくりや、安心して悩みを相談できる信頼関係づくりを日頃から心がけるようにします。

懇談会等を通して保護者同士の交流を図り共感し合うことも、保護者の育児負担を和らげる一つの方法です。また、地域の子育て家庭を対象とした行事や育児講座等の地域活動を通して、子育て家庭の孤立化を防ぐことも発生予防に繋がります。

イ 早期発見

児童虐待は、早期発見、迅速対応が特に重要です。次のような症状が見られたら虐待を疑い、注意深く観察することが必要です。

○子どもの様子

- ・外傷がみられる。（朝の受け入れの時、着替えの時、オムツ交換の時）
- ・表情や反応が乏しく、笑顔がない。
- ・季節に合わない服装、衣服や身体を日常的に不潔にしている。（身体の臭い）
- ・身長、体重の増加が少ない。虫歯が多い。
- ・他児とうまく関われない。
- ・態度がおどおどとしていて、遊びに集中できない。

- ・威圧的，攻撃的，乱暴な行動がみられる。
- ・食べ物への執着が強い，あるいは食欲がなさすぎる。（食事の仕方）
- ・警戒心が強い。
- ・保育士を試したり，独占したりする。
- ・保護者の顔色を窺ったり，甘えることが少ない。

○保護者の様子

- ・人前で子どもを平気で叩いたり，怒鳴ったりする。
- ・子どもとの接し方や，言葉が拒否的である。
- ・保護者の話と子どもの状態が矛盾している。
- ・病気になっても病院に連れていかない。（虫歯，中耳炎等）
- ・親の気分の変動が激しい。
- ・親が不在だったり，寝ていたりして子どもを放置している。
- ・しつけと言って体罰を加える。
- ・育児に負担感がある。
- ・生活にゆとりがない。
- ・忘れ物が多い。
- ・家庭関係が不調で，保護者の精神状態があまり良くない。
- ・登所させない。

ウ 被虐待児と保護者への対応

気になる家庭や子どもがいる場合は，職員全体で注意深く観察し，複数の目で見えていくようにします。関わり方についても互いに気をつけ，声をかけ合うようにしていきます。気がついたことは記録（メモや写真）に残しておきます。また，子どもと保護者がお互いに心に傷を持つ存在であることを理解した上で，悩みを受け止める姿勢で対応することが大切です。

- ア) 在園児の虐待が疑われる場合，様子をみようとしたり，一人で抱え込んだりせず早い段階で施設長に報告するとともに，保護者の家庭環境や心理状態を子どもも含めて十分に観察し記録します。傷や火傷等を発見した際は，それとなく理由を聞いてみます。虐待を否定できない限り，子どもを守るため虐待として皆で対応します。『(参考様式) 児童虐待予防チェックシート』(P.20)を参考にしてください。

- イ) 虐待が疑われる保護者と接する場合は，以下の点に注意します。

- ・抵抗できない子どもの命を守り，保護者を追い詰めないように慎重に対応することが大切です。保護者が孤立しないように，子育ての大変さを労ったり，常に温かい目で見守り，虐待を防止するためにも，保護者が安心して相談できる体制を作ります。
- ・育児方法について指導的な態度で接すると，心を閉ざされて虐待のサインが見えにくくなる場合があります。保護者の苦労や不安を受け止め，肯定的なメッセージを伝えて良

好な関係を作ります。

- ・「虐待」という言葉は刺激的であるため、安易に使わないようにします。

ウ) 虐待の症状(サイン)を発見した場合は速やかに児童相談所または区役所の保健福祉センター及び宮城総合支所保健福祉課(以下、保健福祉センター等)に通告しなければなりません。

○通告について

児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条において、虐待の通告は国民の義務とされています。また、児童虐待の防止等に関する法律第7条により、通告した者を特定させるものを漏らしてはならない、とされています。

＝ 保育所保育指針(平成29年告示)における児童虐待対応についての記載事項 ＝

第3章 健康及び安全

1 子どもの健康支援

(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

第4章 子育て支援

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

ア 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

3 地域の保護者等に対する子育て支援

(2) 地域の関係機関等との連携

イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

(3) 関係機関との連携

日頃から、保健福祉センター等の保健師等と“顔の見える関係”を作っておくことも大切です。入所児童や家庭について気になる事があった場合に、相談や確認がしやすくなり、初期対応ができるようになります。

状況に応じて、各関係機関と情報を共有しながら、しっかりと連携をとることが必要です。児童相談所や保健福祉センター等はもちろん、区ごとのネットワーク組織を活かして、地域の民生委員児童委員・主任児童委員・姉妹の学校・児童館・交番・警察署等とも情報を共有して、家庭を支えています。『保育施設での児童虐待対応フローチャート』(P.19)を参考にしてください。

3. 職員による児童虐待の禁止

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第25条において、『特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない』と、職員による虐待等の禁止について定めています。

「子どもの最善の利益」を第一に考え、子どもと子育て家庭への支援を行う保育所職員は、全ての子どもを守る立場にあるため、いかなる理由があろうとも、児童虐待に相当する全ての行為を行ってははいけません。例えば、子どもに暴力を振るう、拘束する、性的な行為をする、放置する、無視する、暴言を浴びせる等の不適切な保育がこれに該当します。

万が一発生した場合は、傷害事件として対応することとなります。悲しいことですが、時おり保育所職員による児童への虐待がメディア等で報道されます。日頃からどんなことに留意して、保育を進めればよいかを保育所全体で共有することが大事です。

○「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」

「子どもの最善の利益」を第一に考え、子どもと子育て家庭への支援を行う事が、私たち保育所職員の果たす責務です。保育士一人一人が自分自身の行動を振り返り、また研修等を通して保育所全体で子どもの人権に配慮した保育を行えるよう「保育所における人権擁護に関するチェックリスト」を活用してください。

4. 児童虐待の事例

実際に保育所であった事例を基に作成しています。

保育所では児童虐待の予防に努めることが大事であり、そのためには入所児童家庭への子育て支援が重要な役割を持っています。虐待が疑われるケースや複数の関係機関と関わりながら支援を進めたケース、児童虐待予防のために普段から丁寧な支援を行ったケース等を載せています。

保護者支援のために保育所としてどう関わればよいかという観点から、必要な配慮事項等をできるだけ詳しく載せていますので、参考にしていただければ幸いです。

【事例1】	父親からの虐待が疑われるケース・・・・・・・・・・・・・・・・	8
【事例2】	母親からの虐待が疑われるケース・・・・・・・・・・・・・・・・	9
【事例3】	関係機関からの情報共有により見守りが必要なケース・・・・・・・・	10
【事例4】	姉妹間の差別的な扱いによる心理的虐待のケース・・・・・・・・	11
【事例5】	夫婦間DVによる心理的虐待のケース・・・・・・・・・・・・・・・・	12
【事例6】	母親のパートナーによる身体的虐待のケース・・・・・・・・	13
【事例7】	保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が疑われるケース・・・・・・・・	14
【事例8】	家庭支援を必要とするケース・・・・・・・・・・・・・・・・	15
【事例9】	多くの要因が重なり合っているケース・・・・・・・・・・・・・・・・	16

【事例1】 父親からの虐待が疑われるケース

3歳男児です。これまで特に問題がないと認識していた家庭です。

ある日、いつもと変わらず登所して来た本児が給食の時間になり、昨夜泣いて暴れた時に「おとうさんに腕を押さえられた。」と、袖をまくって担任にあざができた腕を見せました。確かに両腕にうっ血した跡が見られます。「昨夜は大泣きして暴れたから自分が悪かった。」と担任には話しています。

本児は感情が高ぶると拳で自分の太ももを叩いたりすることもあり、その時も跡が残る等、うっ血しやすい体質ではあります。担任からの報告を受け(*1)、本児の話通りで虐待の疑いはないのかもしれませんが写真撮っておくことにしました。その際、さりげなく写真を撮る(*2)のために「上手に手を洗っているところを写真に撮るよ。」と声をかけ、本児だけでなく何人かの写真を撮りました。

夕方、お迎え時の母親の話はおおよそ本児のいう通りでした(*3)。暴れる力がすごいので、父親も力づくになってしまい、跡が残ってしまったとのことです。父親は虐待に間違われるのでは、と気にしていたとのことでした。

今回は本児や母親のいう通り虐待ではないのかもしれませんが、疑わしいことがあった場合は写真等含め記録を残しておくことが必要と考えられます。

(*1) 受け入れ時には丁寧に視診をし、不審な傷等があった場合には報告することを職員間で確認しておくことが必要です。職員は“虐待ではないかも”と報告することに迷いが生じることもあるかもしれません。所長は職員の迷いも受け止めながら、話しやすい雰囲気と職員関係を作っておくことで、情報が入りやすくなります。

(*2) 撮影する時は、対象児はもちろんのこと、周りからも不審に思われないよう配慮することが必要です。

(*3) 母親と子どもの話は一致していますが、虐待の渦中にある場合、親も子どもも隠そうとすることも考えられます。

【事例2】 母親からの虐待が疑われるケース

4歳男児です。母、小学3年姉、小学1年兄、本児、3歳兄弟の5人家族です。

母親は生活に追われ余裕なく、兄弟の面倒を小学3年の姉にさせています (*1)。

子ども達は保育所では母を慕って甘える姿も見せていて、母も笑顔でそれに応えてはいますが、陰では子どもへ暴言をはいたり気分のムラも気になる (*2) ケースでした。小学1年、本児、弟との兄弟喧嘩も凄まじく、ひっかき傷をつけての登所も度々あり、その都度、傷の理由は確認していました。

右目の脇に黒いあざをつけてきた時には、母は兄弟で遊んでいてテーブルにぶつけたと話をしていました。本人に聞いても「テーブルにぶつけた。」と同じ答えでした (*3)。念のため、クラスの活動写真を撮るとして写真を残しておきました。

かなり時間がたって傷が癒えてきた頃に、本児が母親から物を投げられたと担任に話をしてきました (*4)。

今回の件については、時間の経過もあり、母親への直接対応はしませんでした。その後、新たな傷がないか、より丁寧に観察することにしました。

(*1) ネグレクトの心配があったので、食事の様子を子どもから聞き取りしたり、食べる様子や衣服等にも注意をはらっていました。

(*2) 職員の視線を気にしている様子が窺えたので、さりげなく通りかかる等して、抑制に繋がるようにしていました。

(*3) 誘導質問にならないよう細心の注意を払いながら、場面や人を代えるなどして聞き取りをしましたが、「ぶつけた。」と話をしていました。

(*4) 暴力をふるった親はもちろんですが、暴力を受けた子ども自身も事実を隠そうとします。幼いながらも“言うてはいけない”という気持ちが働くこともあります。

【事例3】 関係機関からの情報共有により見守りが必要なケース

3歳女児です。両親、小学生の兄との4人家族です。

ある日、児童相談所から保育所に電話が入りました **(*1)**。入所児童の家庭について「家の中から父親の怒鳴り声が聞こえる。」と近所の方からの通告があり、保育所と兄が在籍する小学校に対しての安否確認の連絡でした。保育所の送迎時は、大変穏やかな父親です。児童相談所の話では、兄に対しての声が厳しいようだ、とのことでした。

数か月後、「再度の通告があり、家庭訪問して事実確認をしました。」 **(*2)** と児童相談所から報告を受けました。

この件に関して、保育所から直接父親に対応することはありませんでしたが、日頃の様子をより細やかに観察するようになりました **(*3)**。

(*1) (*2) 児童相談所は、市民からの通告を受けた場合、該当保育所・学校等へ連絡すると共に、家庭訪問等を実施し、対象児の安否確認をすることになっています。

(*3) 虐待は家庭内で起こる頻度が高いことを踏まえ、保育所での児童や保護者の様子を観察していく必要があります。

通告を受けたと情報が入った家庭に対しては、保育所で見せない姿を家庭内で見せることがあると意識して、家庭健康課や児童相談所と連携しながら様子を見守っていくことが重要です。

【事例4】 姉妹間の差別的な扱いによる心理的虐待のケース

5歳と2歳の異父姉妹で、母子家庭です。祖母とそのパートナー宅に同居しています。民生委員が関わっている家庭です。祖母のパートナーへの気兼ねもあり、妹は生後まもなく乳児院に預けられましたが、2歳で母親のもとに引き取られ (*1) 保育所に入所しました。

日頃、母親の妹に対する接し方は以下のようです (*2)。

- ・指吸いをするとう指に唐辛子を塗る。
- ・5歳の姉には靴を履かせてあげるのに、2歳の妹には「自分で履け。」と言う。
- ・河川敷に連れて行って、車のライトを消し、怖い思いをさせる。

また登所時、眼の下にうっ血が見られ、理由を尋ねると、姉妹それぞれと母親で話が異なりました。詳しく聞くために保育士が「うっ血・・・？」と口にした途端、母親の表情が強ばり、事実を隠している様子が疑われました。

母親は愛想良く、世間話は大好きですが、核心に触れられると、表情が変わり、言葉を濁してしまいます。

健康診断の日に、囑託医に相談すると「虐待に当たります。」と言われ、職員会議で対応を話し合いました。これまでの信頼関係が壊れるのではという思いもありましたが、本児の人権を守るため、児童相談所に通告しました (*3)。

児童相談所では「登所したら、保護します。」ということで、翌日登所してきたところを保護されました。母親は「保育所を信頼していたのに裏切られた。」と言い、その後、他の保育所へ移行して行きました。

通告したことで結果的には保育所と母親との信頼関係が崩れてしまいましたが、本児への行為が虐待にあたることを母親に気づかせると共に、子どもにとって安全な生活の場を保証することができたケースです。

(*1) 2歳まで乳児院に預けていたために、母親の本児への愛着が薄いのではないかと考えられます。

(*2) 不適切な育児の様子に気づいた場合には、乱暴な行為を受けている本児の気持ちのフォローをしていきます。

・保育所全体で本児の状況を共有し、“大好きだよ”“大丈夫”という気持ちを伝えていきます。

・楽しいと思えるような活動を取り入れていきます。

母親に対しては、育児の大変さを労いながら児の可愛い姿を伝え、児にとって母親が一番と意識づけていくようにします。

(*3) 日頃より家庭健康課等の関係機関と情報を共有しながら、虐待が疑われる場合は、子どもの命を守るうえで児童相談所に通告するようにします。

職員間で、児童相談所への通告義務について理解を深めていくことが大切です。

【事例5】 夫婦間DVによる心理的虐待のケース

0歳と2歳の兄弟です。

4月の入所早々、朝子どもを送ってきた母親から、「今、家庭内に警察が入っている。夫からDVを受けた。自分はこれから仕事に行く。」と、話がありました。詳しい話もできずに母親は急いで職場に向かってしまいました(*1)。

同日中に、警察署の生活安全課より連絡があり詳しい状況を知りました(*2)。内容は「夫婦喧嘩で父親が母親に物を投げつけた。以前にも、喧嘩の際母親が包丁を持ち出す騒ぎがあった。児童の面前で行われ、これは虐待にあたるので児童相談所にも連絡をした。不安定な家庭なので見守って欲しい。」とのことでした。

児童相談所からも連絡があり(*3)、「子どもへの心理的虐待になる(*4)ので、父親に指導をした。」とのことでした。夕方迎えに来た母親と話をしたところ、「今後離婚も考えている。」と話されました(*5)。

(*1) 職員へ周知するとともに、子どもの心理的負担に配慮し落ち着いて楽しく過ごせるようにしました。

(*2) (*3) 警察や児童相談所から連絡があった時は、ケースファイルを作成し記録を残しておきます。

(*4) 夫婦間のDVを実際子どもに見せることは心理的虐待となります。

(*5) 送迎者の確認が必要です。父親には渡さないで欲しいと希望があった際でも、父親が迎えに来ることもありますので、どう対応するか共有しておく必要があります。

【離婚調停中、別居などをして児童と一緒に生活していない親が、保育所に引き取りや面会を要求してきた場合の対応について】

離婚調停中は児童の両親共に親権はありますが、日々生活を共にしている親の方は『保護監督』をしている状況なので、親権は平等ではありません。

『児童と一緒に生活をし、保育所に送迎をしている親』に、もう片方の親が、引き取りや面会の要求をしてきた場合どうするか、事前に意向を聴いておき保育所として対応する事が必要です。

(保護者等が感情的になり、保育所で暴言をはいたり乱暴しそうになった場合は入所児童を保護する意味で、警察に連絡するということも想定しておきます。)

【入所児童の個人情報保護について】

離婚調停中、別居などをして児童と一緒に生活していない親が、児童の所在を調べるために、親権を主張して、対象児童が入所しているかどうか電話等で問い合わせをしてくることもあります。

その場合は、個人情報保護のルールにのっとり、『答えられない』旨を伝えるようにします。

【事例6】 母親のパートナーによる身体的虐待のケース

5歳女児で、母子家庭です。夫からのDVが原因で離婚しています。

4歳児の時、顔にあざを作ってくる日が続きました。担任保育士が「どうしたの？」と尋ねても「分かんない。」という返事しか返ってこないのが、写真で記録を残しておくようにしました (*1)。本児は、他児に砂をかけたり椅子を投げたりと乱暴な姿がある一方で、赤ちゃんごっこが大好きな様子が見られていました。

5歳児になり、母親からパートナーがいるという話がありました。パートナーは、しつけと称して本児を叩く (*2) ので、本児もパートナーの前では緊張し、テレビのある自分の部屋に閉じこもってしまうとのことでした。子どもへの暴力を止めに入ると母親にも乱暴する ので、何もできずに見ているしかないと言います (*3)。

本児が卒園式の日も青あざを作って (*4) 登所してきました。母親からは「ファンデーションを塗っても隠せなかった。」と話されました。

児童相談所には以前より様子を伝え、相談していました。3月末に、母親、児童相談所職員、担任保育士、所長で話し合いの場を設けました。母親はこれまでの事を淡々と話し続け、児童相談所から「保護に値します。」と言われ (*5)、泣き崩れました。

その後本児と母親、パートナー3人で話し合い、“頑張ってみる”ということになり、保護には至らず、卒園しました。

(*1) 状況が不明な時は、記録をとっておくことが必要です。対象児はもちろんのこと、周りからも不審に思われないような対応が必要です。

(*2)～(*4) 保育士が聞き取った情報を記録として残しておくことが大切です。

(*5) 「保護に値します。」という言葉にこれまでの行為が虐待なのだという気づきになったと思われます。

児童相談所に繋ぎ、専門的に相談にのってもらうことで、保護者自身が気づききっかけになり、沈静化の方向へ進められたのだと思います。

また、児童相談所から小学校へ情報を提供してもらい、引き継ぐことができました。

【事例7】 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が疑われるケース

父親，母親，中学3年，小学2年，4歳児，3歳児，0歳児の家族構成で，母親は精神疾患があるため（*1）保育を必要としています。育児は母親ができないところを父親が負担し，保育所の送迎は父親のみが行っています（*2）。経済的にはかなり困難な状況にあります（*3）。

保育所での様子からネグレクトが疑われました。

例えば，

- ・衣服や持ち物の準備や管理ができない。
- ・姉が妹の服を着て来たり，サイズの合わない靴を履いてくることがある（*4）。
- ・保育所で毎日使用するおしぼり，紙パンツの補充，替えの衣服がないことが多い。
- ・お昼寝用のパジャマを持ってこない。
- ・プール遊びの水着を持ち帰ると，翌日持ってこない（*5）。
- ・朝食を食べないで来る日がある（*6）。
- ・休日子どもだけで出歩いていることがある（*7）。
- ・下の子どもの世話を中学3年の姉に任せ，面倒を見ないと父親が姉を叱る（*8）。

保育所では，家族支援として対応をしながら，関係機関と連携を図り，子どもたちの人権を守るように，日々見守りながら保育を進めています。

（*1）行事に母親が参加する際は，所内で事前に母親への配慮等を確認し対応するようにします。

（*2）連絡は，母親に分かりやすいようにノートに3人分まとめて記載し伝えます。母親との個別面談を定期的に行い家庭での様子を知るようにします。

（*3）学校や保育所の集金を滞納しがちということも，家庭状況を把握する目安になります。

（*4）（*5）姉の心理面でのフォローが必要です。水着は持ち帰らせず，保育所で洗濯乾燥して，他児にわからないようにそっとバックに入れておきます。

（*6）給食をしっかりと摂れるようにします。

（*7）地区担当保健師とも日頃から連絡し合い，お互いに情報を共有しています。

（*8）姉の訴えを聞いた中学校が児童相談所に通告しました。保育所にも児童相談所から連絡があり情報を共有しています。

【事例8】 家庭支援を必要とするケース

5歳男児です。両親ともに病気で通院治療中のため入所しました。以前より地区担当保健師が家族支援で関わっていました (*1)。一人っ子で、親子の様子から、とても可愛がられているのが分かります。両親とも多種類の薬を服用し、夜は子どもより早く寝てしまい、朝もなかなか起きられないため、毎日の送迎がとても大変そうです。夜遅くまで本児だけ一人でゲームをしていたりと生活のリズムが整わず、体調を崩して休むこともよくありました (*2)。保育所に来れば、友だちと楽しそうに遊んでいます。登所日数が少ないためにクラスで継続して取り組んでいる活動についていけないことも多くなり、つまらなそうにしている様子も見受けられました (*3)。

地区担当保健師と連携を図りながら、できるだけ保育所に通うことが習慣となるよう (*4) 両親に寄り添い、支援を続けました。出席日数が画期的に増えた訳ではありませんが、通わせることが大切という気持ちは持ってもらい、小学校へと引き継ぎました (*5)。

(*5) 保育所と就学先の小学校はもともと交流があり、本児の様子をこまめに伝えたり、保育所行事に来ていただいた折に両親の様子を確認してもらったりしました。成育歴や両親との対応の仕方等を具体的に伝え、入学後の対応がスムーズにできるようにしました。特に就学時期はこまめに連絡を取ることが大切です。

(*1) 入所にむけて、地区担当保健師と家庭状況や成育歴について情報共有することが大切です。

(*2) 両親の体調を常に観察し、生活の仕方、特に衛生面で必要な事項等をこまめに伝えるように心がけました。体調不良での欠席も多いため、両親に健康管理する力をつけてもらうことも大事でした。

(*3) 欠席が2~3日続いたり、週末にかかるような時は、電話で体調や様子を確認し、活動予定も知らせるようにしました。毎日保育所に通うことで、朝起きる習慣ができること、活動に楽しく参加できること、栄養バランスのとれた給食が摂れること等を知らせ、支援していくことが大切です。

(*4) 保育所は義務教育の小学校とは違いますが、スーパーバイザーから「出席日数が保育日数の1/3にも満たない状態は虐待にあたる。」との助言もいただきました。

【事例9】 多くの要因が重なり合っているケース

4歳女児です。母親は10代で本児を出産、未婚ですが、父親からは認知されています。祖母（母親の実母）宅に同居し、本児を養育しています。祖母、母親共に育児について苦手なところがあり、保健師や保護課、家庭健康課が連携して関わっています。0歳児から保育所に入所し、紆余曲折を経ながら成長しています。

母子共に夜型の生活で朝起きられなかったり、送迎に徒歩で30分程かかることもあり、特に3歳頃から保育所に通うことが大変な様子が見られました。近所に住む父方の祖父母に車での送迎を手伝ってもらうこともよくありました。

その後、保育所を連続して休むことが多くなり、どうしたのかと心配していたところ、突然、父方祖父から「孫は保育所に通っているか？」という問い合わせの電話が入りました（*1）。同時に、母方祖母から父親との間で親権調停が始まったこと、そのために父方祖父母の送迎が減ったこと、母親と母方祖母だけでの送迎が難しくなったことを知りました（*2）。

送迎時には、母親や祖母が「ほら、おめえ、早くしろ！」「うぜーんだけど、まじで！」等大声での乱暴な言葉かけや、叩く行動（*3）が見られる日があります。また、怪我の手当てをしないまま登所することもありました。理由を尋ねると、怪我をした時の様子や「痛くてママに言ったけど、“そんなの大丈夫”って言われちゃった。」等、少しずつ話してくれました（*4）。

歯科健診で指導を受けた虫歯についても歯科医を受診する様子はありません（*5）。

（*1）親族を含め、保護者以外からの問い合わせに対しては慎重さが必要です。「そのような問い合わせにはお答えできません。」等、保育所内で対応を確認しておきます。

（*2）2～3日、連絡なしで欠席が続いたら、母親に安否確認の電話を入れます。
母親にもその旨をあらかじめ伝えておくようにします。

（*3）乱暴な言動を受けている子をフォローします。

- ・保育者が間に入って乱暴な行動を止めます。その際、保護者が子どもに伝えたいことを整理し、優しい表現に直して代弁します。
- ・伝え方で子どもの行動が変化することを母親に気づかせていきます。
- ・保育者が見ていないと思われる場面で乱暴な言動をとる可能性があることに配慮し、全職員で日頃から送迎時の様子をよく観察するようにします。
- ・母親が発信しているSOSと解釈し、母親に対して労いの言葉や大変さを共感する言葉をかけます。

（*4）“痛かったんだね”“心配していたんだよ”等、本児の痛みや気持ちに共感し、「よく話してくれたね！」と本児に伝えます。

（*4）（*5）怪我や虫歯の状況、家庭生活の様子等、早期に事実確認します。必要と判断した場合は母親にはっきり受診を勧めます。その際、いつ、どうすれば受診できるかについても話題にして助言するようにします。

朝ご飯を食べずに登所することが多くなり、クラス活動中元気がなく、給食の時間が待ち遠しい様子です。そのうちに保育所で不安な表情をしたり、身体愁訴を訴えたり、テーブルに顔を埋めたり、耳を塞いだり、友達の輪に入れずにいたりする姿があり、以前のように保育所生活を楽しんで活発に過ごす様子が少なくなりました。

母親に様子を聞こうとすると、「親（祖母）に聞いて！」(*6)「うちの子は何でも自分でするから困っていることはない。」と言います。育児は祖母任せで、育児に無関心なところがみられます。

一方で、母親は本児に可愛い洋服や持ち物を買ってあげたり、スマートフォンに本児の写真を撮りためて嬉しそうに見せることもあります (*7)。保育所を休む日が続く、運動会や発表会にむけて本児自身の練習や持ち物の準備が十分にできていなくても、当日は祖母と共に早々に登所し期待の高さを見せる等、母親なりに本児を可愛がったり育児を楽しんだりしている様子も窺えます。

しかし、保育所職員に対しては気分のムラが激しく、一部の職員を無視したり横柄な態度で接する等、相手によって明らかに態度を変える姿があり、対応に苦慮しています (*8)。

(*6) 祖母の目があることは本児の安全にも繋がり救いとなっていますが、裏を返すと母親が祖母を頼ってしまい、母親のネグレクトを助長する心配があることも踏まえて対処するようにします。

(*7) 母親は日常の育児を面倒に思っている、母親なりの子育てを楽しむ姿があり、親子間で求める愛情にギャップがあることも窺えます。

母親の育児態度はすぐに解決できることではないので、まずは本児を保育所に毎日連れてきてもらうようにします。

「待ってたよ。お休み中、元気だった？」
「今日は△△するよ。〇〇ちゃん、△△が大好きなんだよね。今日もいっぱい遊べるね。(お母さんが) 保育所に連れてきてくれてよかった！」等、母親が保育所に連れて来たことで本児が友達や保育士と楽しく過ごせる様子を言葉で伝えるようにします。

(*8) 職員個人が心を痛めかねない状況ではありますが、そういう姿を示す母親の現状をそのまま受け止める必要があります。母親の言動は決して職員個人の責任ではないことを理解して、普段通り職員全体で声をかけ続けていくことを大切にします。

母親自身が子育ての知識や愛情の示し方を知ることができるように、母親を支援し、長期的に援助していく取り組みが必要と考えます。

職員間で常に客観的に事実を確認しておき、疑いを感じた時点ですぐに、児童相談所や家庭健康課等、関係機関と連絡を取り合うようにします。

○参考文献・資料

『仙台市児童虐待対応マニュアル第3版』（子供未来局子供企画課）

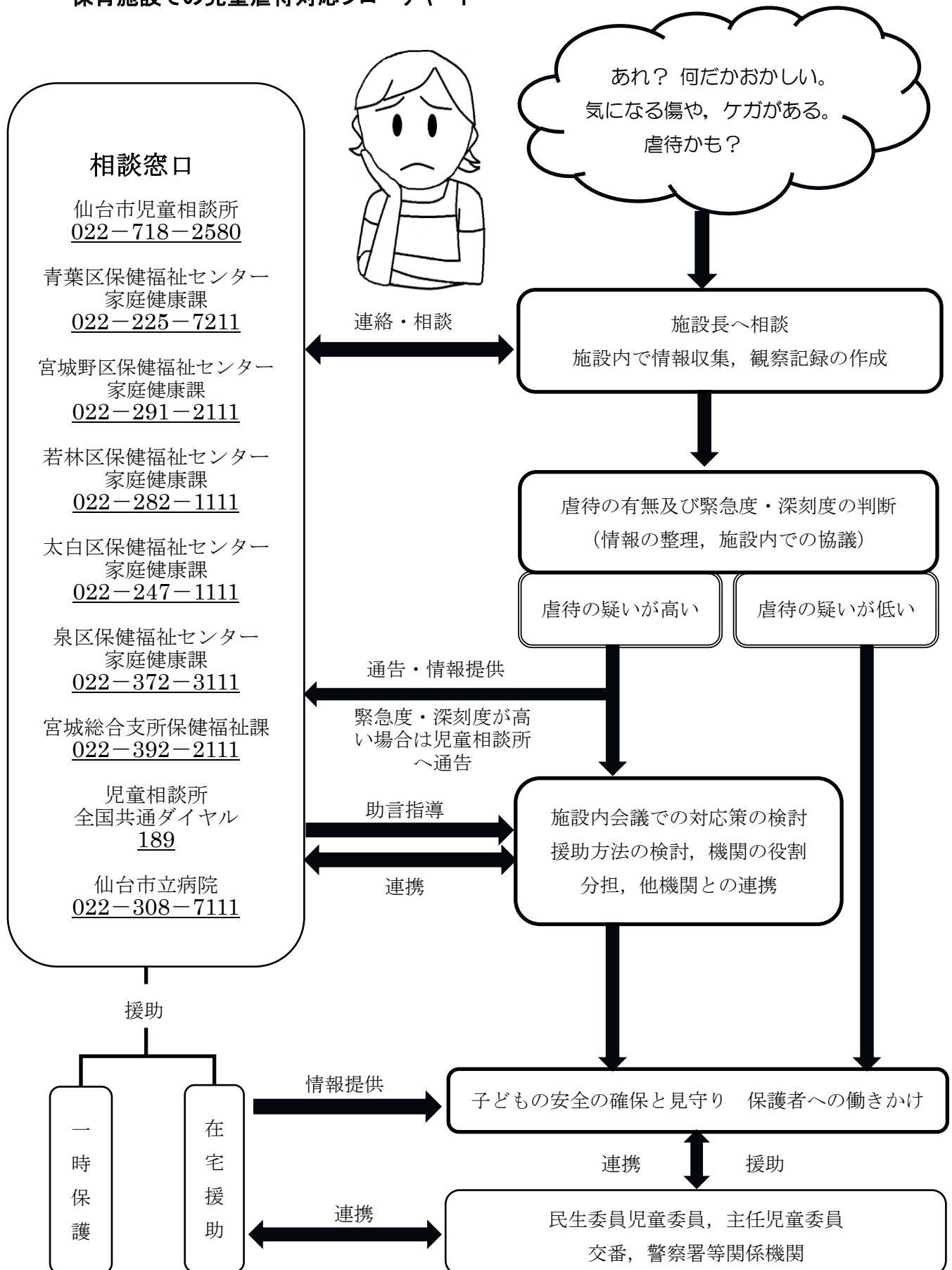
『保育所保育指針』（厚生労働省）

『仙台市の保育』（子供未来局運営支援課）

『保育所等における安全管理マニュアル』（子供未来局運営支援課）

『保育所における人権擁護に関するチェックリスト』（子供未来局運営支援課）

保育施設での児童虐待対応フローチャート



『仙台市児童虐待対応マニュアル』を基に作成

参考様式

児童虐待予防チェックシート

記録日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

対象児

記録者： _____

組 氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

場面	対象	チェック項目	状況
登園時の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 怪我（アザ、傷、こぶ、火傷、その他） <input type="checkbox"/> 表情（くすむ、元気がない、無表情 その他） <input type="checkbox"/> 衛生面（身体の汚れ、異臭、同じ服、服の汚れ、季節や体に合わない服、その他） <input type="checkbox"/>	
	保護者	<input type="checkbox"/> 態度 登園時（疲れている、その他） <input type="checkbox"/> 分離時（子どもと視線を合わせない） <input type="checkbox"/> 子どもを（怒る、急かす、たたく、その他） <input type="checkbox"/> 遅刻の状況（事前連絡の有無 等） <input type="checkbox"/> 欠席の状況（事前連絡の有無 等） <input type="checkbox"/> 忘れ物が多い <input type="checkbox"/> 保育者を避ける <input type="checkbox"/>	
遊びと生活の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 食事（がつつ食べる、まる飲み、その他） <input type="checkbox"/> 表情（ボーッとしている、無表情、おどおどしている、イライラしている、ピクピクしている 等） <input type="checkbox"/> おむつ交換、衣服の着脱時の気づき <input type="checkbox"/> 対人関係：友だち（攻撃的、言葉づかい、無関心 等） <input type="checkbox"/> 対人関係：保育者（試す、攻撃的、過度に甘える 等） <input type="checkbox"/> 遊びの中での様子（人や物への独占欲、その他） <input type="checkbox"/> 体調不良 <input type="checkbox"/> 徘徊 <input type="checkbox"/> 午睡時（性器の露出 等） <input type="checkbox"/>	
降園の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 保護者を見る表情、会話 <input type="checkbox"/> 保護者と再会した時の態度の変化 <input type="checkbox"/>	
	保護者	<input type="checkbox"/> 態度（疲れている、その他） <input type="checkbox"/> 保育者を避ける <input type="checkbox"/>	
その他	基本情報等	<input type="checkbox"/> 家族の様子（母親・父親・祖母・祖父・兄弟姉妹・その他） <input type="checkbox"/> 経済状況 <input type="checkbox"/> 就労状況（常勤、パート、無職、その他） <input type="checkbox"/> 住まいの様子 <input type="checkbox"/> いつもと違う様子 <input type="checkbox"/> 子どもと保護者の話が食い違う <input type="checkbox"/>	
備 考			
対 応			